

# Monthly Note

vol.104

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

## CONTENTS

- **シンポジウム開催のご案内** ————— **1**  
2015年10月31日(土)「都市と地方の『地域の活性化』  
～コミュニティ再生と地方創生～」をテーマに開催します。
- **法人自動車共済保険のご案内** ————— **10**  
法人自動車保険契約の内容についてご紹介します。
- **公募委託調査研究の報告概要・  
報告誌刊行のご案内** ————— **1~2**  
●若者のキャリア形成における社会関係の役割  
～女子大生の将来展望と重要な他者～  
立命館大学 教育開発推進機構 講師 土岐 智賀子
- **FACT BOOK(2015年版)  
刊行のお知らせ** ————— **11**  
2014年度年間活動報告を取りまとめました。
- **(公財)国際労働財団 草の根支援事業に協力** ——— **3~5**  
ラオスとバングラデシュに講師を派遣し、相互扶助  
事業を紹介しました。
- **第48回(定時)評議員会・第149回理事会  
開催報告** ————— **11**  
2015年8月28日(金)に開催しました。
- **「イスラーム世界の文化と労働事情」①** ——— **5~6**  
公益財団法人 国際労働財団 現地支援グループ 杉本恭一郎
- **2015年秋期「退職準備教育研修会 /  
コーディネーター養成講座」  
【大阪開催】のお知らせ** ————— **12**  
●日程：2015年11月16日(月)  
●会場：エル・おおさか(大阪府立労働センター)
- **暮らしの中の社会保険・労働保険**③⑨ ————— **7**  
今回のテーマは「医療保険制度の改革」についてです。
- **全労済協会 2014年度の事業報告(抜粋)** — **8~10**  
第148回理事会で確認され、第48回評議員会にて承認されました。
- **全労済協会からののお知らせ** ————— **12**  
●2015年9月1日付人事異動について  
●当面のスケジュール

### シンポジウム開催のご案内

※詳しくは同封のチラシ  
をご覧ください。

- **テーマ** 「都市と地方の『地域の活性化』 ～コミュニティ再生と地方創生～」
- **日時** 2015年10月31日(土) 13:00~16:30
- **会場** 東京/有楽町朝日ホール (JR有楽町駅より徒歩約2分)

**シンクタンク  
サイトにて  
申込み受付中**

### 公募委託調査研究の報告概要・報告誌刊行のご案内

当協会に対して研究の成果報告がありましたので、研究概要をご紹介します。

#### 若者のキャリア形成における社会関係の役割 ～女子大生の将来展望と重要な他者～

立命館大学 教育開発推進機構 講師 土岐 智賀子

#### 1. 研究の目的

現在では多くの若者たちの半数が大学に進学するようになり、多くの女性たちもまた大卒者として社会に巣立っている。少子高齢社会、知識経済社会と呼ばれ、かつグローバル化の進行に伴う産業構造の大きな変化の

渦中にあり、それに適した制度への作り変えを早急の課題として抱える現代の日本社会において、その高学歴女性の動向は非常に関心がもたれるところである。その一方で、1990年代後半から続いた経済不況は若

者の就職困難という問題とその克服という課題を私たちに突きつけた。大学進学が増え大学生の職業移行支援研究の意義が高まる中で、本研究は、教育から職業生活という移行期のなかでどのように将来展望を形成し、自らの職業・生活キャリアを形作ろうとしているのか、その際、女子大学生たちを取り巻く他者はどのような影響をもたらしているのかを探索する。そして、その職業移行支援のあり方について考察・提案をする。

## 2. 研究の方法

半構造化面接法を採用し1対1でインタビューを実施した。質問項目には大学進学・専攻等の志望動機、キャリア展望、就職活動、相談相手と影響を受けた人物等が含まれている。対象者は関西地区のA市内の5大学で人文・社会学系の学部在籍している4年生の女子学生32名である。収集されたデータをもとに「重要な他者」研究とソーシャル・ネットワークならびにソーシャル・キャピタルの理論枠組みから分析を行った。

## 3. 女子大学生の社会関係の特徴と職業探索行動との関連

先行研究の整理から他者とのかかわりが個々のキャリア形成に大きな影響をもたらしていることを確認した後に、データを分析した。主な結果は以下のとおりである。

- (1) 対象者の多くが、家族と学校関係(友人と教員)に特化した相談ネットワークを有していた。特に、家族関係を動員して就職活動が行われていた。そのなかでも母親が、情緒的な面から就職の具体的な助言まで全面的に頼りにされる傾向があった。一方、父親は、相談相手として期待されていない傾向がある反面、職業生活に関するロール・モデルとしてみなされている事例が複数あった。
- (2) 学校関係では、ゼミの教員が職業探索にかかわる情報をもたらす人物になっていたり、価値観を変容させるほどの影響をもたらした人物とみなされていたりする事例が見られた。また教職員が連携して就職活動支援をすることが、信頼感を醸成し、職業探索を後押ししている事例もあった。その他多くの場合、同級生の友人が相談相手として選択されていたが、職業探索活動に影響を及ぼした人としては一足先に社会人となった元同級生の友人や部活動等の先輩が身近なロール・モデルとして職業生活の展望に影響をもたらしていた。
- (3) 相談経路の数や種類といった社会関係の特徴と就職活動の成果の関連は特定できない一方で、社

会関係の違いは、同じく就職活動を行っている同級生の友人や家族しか動員できない人と、ボランティアやインターンシップで出会った大人たちや専門のキャリアアドバイザーなどの様々な人々を動員できる人では就職活動の展開に違いが出ていた。

- (4) アルバイトや、インターンシップ、ボランティア先で出会った上司たちなどの大人たちが仕事や活動を通して仕事のやり方を教えてくれたり、生き方の見本を見せるロール・モデルになったりしていた。「メンター」の役割を自ら積極的に担って、女子大生たちの成長を支援していた大人たちによる女子大生たちのキャリア形成の影響が見出された。

## 4. まとめと考察

以上の分析の中で、女子学生たちの職業選択は仕事に内在する面白さによってなされたというよりは、その仕事に関わる人々によって「仕事の面白さ」「仕事を通じた手ごたえ」「仕事の責任」が発信され、興味が喚起されていることをみた。そしてそれを適切なタイミングで言葉にして発信する他者一家族、上司、友人・先輩一存在が大きかった。このように、女子大学生の生活圏で出会う大人たちや、自分より一足先に社会に出て働いている友人・先輩の存在が重要であることが再確認される一方で、それらの重要な大人たちと出会うのは、ほぼ大学とアルバイト先に限られており、職業探索活動中に最も多く動員されていたのが家族であった。以上の知見より以下の2つを提案したい。

- (1) ソーシャル・キャピタル醸成機関としての大学の役割の強化と、職業移行をみすえた、大学と他機関等が連携し若者と大人たちとの絆づくりを促進する教育制度の構築。具体的には若者のキャリア形成を支援するメンター(大人)たちと出会うための仕組みとして、インターンシップ制度を発展させる。
- (2) 親は、若者の成長にとって家族以外の他者との出会いが大きいことを再認識し、家族以外の他者と出会い、支え合う機会の創出と挑戦の後押しをする。

以上は32名の少人数の事例研究から得られた知見とそこから示唆される提案である。今後キャリア形成に影響を及ぼす他者の役割についてさらなる調査・研究を推進させるとともに、インターンシップ制度等、若者の移行支援のあり方について、私たち一人ひとりが手を携え知恵を絞っていくことが必要であろう。

## ■ 研究報告誌刊行のご案内

### ● 公募研究シリーズ⑫

「若者のキャリア形成における社会関係の役割 ～女子大生の将来展望と重要な他者～」

(立命館大学 教育開発推進機構 講師 土岐 智賀子)

ご紹介した研究について、研究報告誌を刊行しました。同報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業 — 報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「公募研究シリーズ」ページからお申し込みください。



# (公財) 国際労働財団 草の根支援事業に協力

## ラオスとバングラデシュに講師を派遣し、セミナーで相互扶助事業を紹介しました

公益財団法人・国際労働財団（以下、「JILAF」）の実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業（Supporting Grass-Roots Activities through the International Employers' and Workers' Network 以下、「SGRA」）の一環として、ラオスおよびバングラデシュにおいて、インフォーマル・セクター労働者の生活改善・底上げに向けた各種セミナーが開催されました。

当協会からは、それぞれのセミナーへ講師を派遣し、日本における相互扶助事業（労働者共済事業）を紹介するとともに、現地の政労使との意見交換を実施しました。

### 全労済協会の協力の目的

当協会では、一般財団法人として内閣府の認可の下で策定した公益目的支出計画にのっとり事業を実施しており、同支出計画では「諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の推進のための事業」について定めております。

これにもとづいて、開発途上国や新興国における労働者の自主福祉事業、とりわけインフォーマル経済下での就労を余儀なくされている労働者の福祉を支援する活動の一環として、日本における労働者の相互扶助事業の紹介を行うとともに、現地における労働者福祉の実態・労使関係の状況調査等を実施するため、以下の日程でJILAF スタッフとともに両国を訪問しました。

### 1. ラオス(ビエンチャン)における SGRA 連携支援

- 日 程：2015年7月1日(水)～4日(土)
- 場 所：ラオス労働組合連盟（LFTU）本部
- 派遣者：調査研究部長・金丸



冒頭、主催者であるJILAF 團野専務理事より、SGRA 事業のタイ・ネパール・バングラデシュでの取り組み並びにこの間の成果の共有と、ラオスにおける本格的事業展開に向けて、現地政労使から成る中央推進委員会および作業委員会の活動を最大限後押ししていきたい旨の挨拶がなされました。

これを受けて、現地政労使を代表しウナム LFTU 労働保護局総局長から、事業展開に向けての決意表明がなされ、関口 JILAF タイ財団所長より本セミナーの主旨・目的を説明し、拡大作業委員会がスタートしました。

当協会からは「相互扶助制度の検討について」として、全労済設立の背景や事業状況、相互扶助ラインナップと運営体制等にかかるプレゼンテーションを行い

ました。また、互助組織の持続的運営については「運営側とメンバーの信頼が最も重要」、「ラオスにおける互助組織設立にあたり、可能な限りバックアップしていきたい」と、日本における経験を共有し、参加者を激励しました。

これを受け現地の参加者からは「ラオスには地域を中心に助け合いの基盤こそ根付いているが、制度化されていない。全労済モデルをビジョンとして掲げ、互助制度の設置をめざしたい」、「LFTU では、組合員に対する助け合いの仕組みは存在するものの、組合員ではないインフォーマルセクター労働者などは対象外となる。規約・規程類の変更を要するが、すべての労働者が享受できる仕組みを検討したい」などの積極的なコメントが寄せられました。

セミナー二日目には、参加者によるライフサポートセミナー開催に向けてのロールプレイが行なわれ、意見交換を行いました。

### 2. バングラデシュ(ダッカ)における SGRA 連携支援

- 日 程：2015年8月1日(土)～5日(水)
- 場 所：バングラデシュ皮革製品生産訓練センター（COEL）会議室（ガジプール）
- 派遣者：経営管理部次長・小笠原

冒頭、主催者の JILAF 齋藤副事務長より、ダッカへの事業拡大および今次セミナー／各種職業訓練の計画遂行に向け腐心・尽力した現地政労使、ILO および COEL に対する敬意と謝意を込めた挨拶がなされました。当協会からは、ネパール地震におけるバングラデシュ国内での被災者や 2013 年に発生したラナプラザ・ビル倒壊事故に代表される工場事故の犠牲者へ



の哀悼の意と遺族保障の早期実現／職場環境改善に向けた願意等を表した後、今般の来訪主旨等に関する挨拶を行いました。

また、カジ・ロウシャン・アラ COEL 常務理事からは、SGRA 事業との連携開始への喜びの意と参加者を後押しするメッセージをいただき、セミナーを開始しました。

前半のセッションでは、皮革訓練にかかる概要説明 (COEL) の後、齋藤副事務長より、SGRA 事業のコンセプト等を概説、バングラデシュの友好国ネパールで発生した大地震後の現地の窮境と遅滞する復旧状況を共有し、早期復興・再生を全体で祈願しました。

後半のセッションでは、当協会より「相互扶助制度の検討に向けて～日本の労働者共済 (全労済) の現状」と題し、全労済誕生の時代背景や現状、代表的な相互扶助制度として慶弔共済を中心に、ラインナップや組織運営体制にかかる説明を行いました。

とりわけ、SGRA 協同組合の設立／運営・拡大に向けては、①仲間同士の助け合い精神に基づく設立／運営、②ニーズ調査に基づく慶弔共済などのメニュー構築、③会員との相互信頼関係などに関する助言を行い、「日本の労働者共済も半世紀以上を要して現在の制度に至った。状況変化に対応しながら一つひとつを積み重ねていくことが重要であり、全労済としても可能な限り皆さんをバックアップしていきたい」と締めくくりました。

参加者からは、「昨年 12 月の講義に感銘を受け、今年 5 月には幾重の困難を乗り越え SGRA 協同組合の政府登録を完了した。今回、日本の労働者共済に関する経験をさらに共有頂いたことで、協同組合の円滑な運営や会員拡大に向けた機運が益々高まった。助言を糧に、相互扶助を基本とするより良い仕組みを構築していきたい」などの感想とともに活発な質疑応答を行いました。

その後、ボグラ地区およびグルナ地区において設立を完了した両 SGRA 協同組合会長より現状報告等があった後、ILO の協力により完了した生活改善情報冊子に則り、インフォーマルセクター労働者が享受可能な公的サービス等を共有し、本セミナーを終了しました。

### 3. 活動を終えて～今後の SGRA 連携支援に向けて～

#### (1) 両国の現状について (それぞれの派遣者より)

①ラオス：ラオス語は、歴史的・地理的にも隣国タイの影響を受けており、会話はタイ語でも 8 割程

度は通じるようです。ただ、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」の挨拶は、「サバイディー」の一語共通で使い分けがないので、初対面の挨拶言葉もラオス・デビューの私にとって時間帯や性別を気にせず愛想を振りまくことができました。

国民性は、誠実で真面目な印象でしたし、産業に関しても 9 割が農業ということで、タイの経済発展の仕方とは異なり、ノンビリで大らかな雰囲気を感じました。ただ、現状は、タイの経済発展の影響か 2 次産業も活発化しており、北部ではベトナムからラオスを経由しタイに繋がる物流関連交通網 (道路) の整備も着々と進行中 (今年完成予定) で、タイより更に安価な労働力の供給源としての位置付けがされつつあり、東南アジア地域の勢いを感じつつラオスの国民性も含めた良さが希薄になっていくことが残念に感じられました。

ラオスにおける社会保障関連の進展として、昨年 2014 年に社会保障の充実に向けた法案が発効したばかりで、公務員・民間労働者を対象とした仕組み・制度創りがこれから始まるようです。

国レベルで労働者側の掛金や保障水準を現在検討しているものの、企業側の掛金負担率 (6.5%を提起) を巡って合意に至っていない状況で、今回の講演は、タイムリーであり参加者のみなさんが興味を持って聞いていただけたのではと感じました。

② バングラデシュ：今回が 2 度目のバングラデシュとなりましたが、前回の 2014 年 12 月の訪問からは期間が 8 ヶ月しか経過していないため、大きな変化が見えたかということ、そこまでは感じられません。前回は「戦勝記念日」(独立記念日とは言いません) 直前だったことでの大渋滞もあり、それよりは多少マシではあるものの、片側 2 車線の道路に 4～5 台が並んで走り、常にクラクションが鳴っているという光景は、当初は怖さが感じられたものの、慣れてしまえば「懐かしい」と感じることも。現在、JICA 支援によりモノレールが建設開始予定ということから、この完成が交通状況の改善につながることへの期待はありながら、多くのリキシャ運転手の雇用も失われる可能性を考えれば、複雑な感もあります。



数年に1回発生しているバングラデシュの縫製工場における事故の遺族補償にかかる問題（金銭的な問題と精神的な苦痛の二重苦）の解決に向け、政労使で取り組んでいる様子もうかがえましたが、それはまだほんの一部であり、実際には86%を占めるとも言われるインフォーマル労働者は、日々の稼ぎを求め朝から工場の入口に群れをなす実態にあります。

とはいえ、平均年齢24歳程度ということから講義への参加者は熱心に聞き入るとともに、恐らく初めて見る日本人スタッフを興味深く観察しつつも、温かく接してきて、親日国家ということを感じます。COELのスタッフ（20～30代）も、取り組んでいる事業が国民生活水準の底上げにつながることに誇りからか、非常に自信も感じられました。

## (2) 今後の展開について

ラオスにおいては、公助については前述のように仕組みづくりが始まり、共助の分野ではLFTUが独自に医療保障の制度創り（基金設立）の準備に入っており、今回の講演を聞かれて、並行してこの仕組みにインフォーマルセクター労働者も参加できる仕組みを検討すると、二日間議長を務められたウンカム労働保護局総局長が約束していただきました。

就労支援のプログラムもILO（労働者の起業支援プロジェクト：CBED）と協働で進めていくことで確認がされ、パイロット事業として具体化していくこととなりました。

一定時間を要するとしても、ラオスの政治的要因（政府とLFTUの良好な関係）を基盤に今後整備されていくものと期待したいと考えます。

一方、バングラデシュにおいては、2014年1月の総選挙以降、政治的には非常に不安定な

状況にあります。ボグラ、クルナ地区では既にショモバエ・ショミティー（協同組合）の設立登記まで完了し活動を軌道に乗せつつあること、使用者側でも積極的に関与しインフォーマル・セクター労働者の待遇改善を図ろうという強い気概を持った方々もおり、このことが他の地域（ダッカ、チッタゴン）にも良い波及効果を与えることが期待されます。

立ち上がり自体は他の実施国よりも遅かったものの、一度動き出せば、その国民の「若さ」から来る勢いで全土に広がる、そのような息吹を感じさせるものがあり、今後の活動（具体的な推進、組織拡大への啓発）では、地元のニーズも把握した上で、より日本での経験を共有化できればと考えています。

当協会では、今後も海外における勤労者福祉の向上のため、相互扶助事業（共済事業）の設立・拡大に向けて現地支援と情報交換を通じた交流を深め、開発途上国や新興国における勤労者の環境の向上に貢献していきます。



## 「イスラーム世界の文化と労働者事情」①

公益財団法人 国際労働財団 現地支援グループ 杉本恭一郎

当協会では、今号でもご報告のとおり、公益財団法人・国際労働財団（以下、「JILAF」）の活動と連携し、開発途上国への講師派遣を通じて、日本の労働者共済の歴史と現状についての講義を行っています。そこでは、日本とは異なる文化における労働者事情についても理解を深めることが、より重要となってきます。

このたび、活動の支援対象国の中でも、なかなか日本では触れる機会の少ないイスラーム圏の国々の文化や労働事情について、JILAFの現地支援グループ・杉本恭一郎氏より寄稿をいただきました。

今号より2回に亘り、掲載いたします。

### 【ムスリム観光客がやってくる】

「イスラーム世界の文化」が、日本においても徐々に広がりつつあることをご存知でしょうか。この数

年で「ハラール（※）食対応レストラン」や「ムサララー」といわれる簡易礼拝所の数が、着実に増加して

います。例えば、首都圏を中心に、一昔前までは考えられなかったハラール焼肉やハラールラーメンを提供する店が登場しています（ハラール対応店を検索するアプリも出現）。

また、成田空港、羽田空港、JR 大阪駅、南海なんば駅、ラオックス秋葉原本店・新宿本店、イオンモール幕張新都心などには、すでに簡易礼拝所が設置されています。これらの場所には、イスラーム教徒（ムスリム）観光客が集中しやすく、礼拝所があれば、同じ場所に長時間留まる可能性が高いので、さらなる集客・収益を見込めます。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、政府もムスリム対応を加速化しています。例えば、日本政府観光局（JNTO）は、今年になって「Japan Welcome Guide for Muslim Visitors」というムスリム観光客向けの公式ウェブサイトを英語とインドネシア語で立ち上げました。



ムスリム観光客向けの公式ウェブサイト <http://muslimguide.jnto.go.jp/eng/>

2013 年から順次始まった、マレーシアやインドネシアなど東南アジア 5 カ国に対する訪日ビザ免除制度も功を奏しています。JNTO によると、2014 年に訪日したマレーシア人観光客は 249, 521 人（訪日外客数国別ランキング 8 位、前年度比 4 1% 増）、インドネシア人観光客は 158,739 人（同ランキング 14 位、前年度比 16% 増）で、ビザ免除の効果が着実に発現しています（円安も強く影響しています）。世界人口から見れば、ムスリム人口は約 16 億人。このうち 1% 訪日すれば 1600 万人にのぼります（2014 年の訪日外客総数は約 1340 万人）。世界最大のムスリム人口国家インドネシア一国を見ても、総人口約 2 億 4000 万人の潜在力は計り知れません。

### 【イスラーム世界の消費文化と日本の経済成長】

人口が増えるということは、生産と消費が増えることを意味します。例えば、家庭の中で子供の数が増えると教育費、被服・履物費、食費の増加に留まらず、家を購入し、自家用車を持つ強い動機となります。実物経済は、生産と消費が両輪になって、はじめて成長します。生産しても消費されなければ、企業活動は成り立たず、生産量も減らさざるを得ません。課題の 1 つは、超少子高齢社会の現代日本において、「誰

が大量に消費するのか」ということでしょう。1600 兆円といわれる日本の個人資産は眠ったままです。

一方、日本の近隣、アセアン諸国の経済成長は目まぐるしく、この成長の理由を簡単に言えば、外資系企業や外国資本の参入はもとより、人口増加による消費増・生産増によるところが大きいでしょう。例えば、『消費するインドネシア』（倉沢愛子編、2013 年、慶応義塾大学出版会）という本が出版されるほど、インドネシア人の消費意欲は旺盛です。また、2055 年までに、世界経済に多大な影響力をもたらす潜在性を秘めた「ネクスト 11」（ゴールドマンサックス命名）の国々には、イラン、インドネシア、エジプト、トルコ、ナイジェリア、バングラデシュ、パキスタンの 7 カ国が名を連ねています。

ならば、イスラーム世界の経済成長（消費文化）を、日本国内に取り込めないでしょうか。観光収入の伸び率と GDP の伸び率に密接な連関性があることは、多くの調査研究が証明しています。フランスは世界一の観光大国として、年間 8300 万人の外客が訪問し（フランスの国内人口約 6600 万人）、外客による支出は総額 358 億ユーロ（約 5 兆円、対 GDP 比 7%）に上ります（在日フランス大使館 HP 参照）。

### 【信頼が何よりも大切】

在日のインドネシア人ムスリムの方々に聞くと、日本に 1 度は来てみたいと思っているインドネシア人は非常にたくさんいるそうです。一般の外国人が好む観光スポットに加え、「ハラール温泉・露天風呂」（個室の温泉・露天風呂）の体験希望者も多く、もちろん、ハラールの日本食にも大いに興味を持っています。ただし、注意点としては、金儲けだけに走り、偽装ハラールが出回ることです。厨房にムスリムがいなければ、ハラール証明書もタダの紙と見なされます。本当にハラール食なのか、安心できないので美味しく食せないという人もかなり存在します。何事も信頼関係が一番大切。日本において偽装ハラール問題が発覚すれば、ムスリム観光客の警戒レベルが高くなり、苦戦を強いられることになるでしょう。

※ 「ハラール」というのは、アラビア語で「合法的」という意味で、イスラーム法上所定の手続きを経て、食してもよいと許された食事のことです。

豚やアルコールだけが禁止されているわけではなく、たとえ牛や鶏であっても、イスラーム法的に処理されていない肉は「非合法」となります。「ハラールレストラン」と「ハラール食対応レストラン」の違いにも注意が必要。「ハラールレストラン」は、アルコール類や豚肉類を含め、ハラール以外のものを一切提供していない店をさし、「ハラール食対応レストラン」は、ムスリム用にハラール食は提供するが、別途、ムスリム以外の客にはアルコール類や豚肉類を提供している店を意味します。

持続可能な医療保険制度の確立を図るための国民健康保険法等の一部改正法が5月に成立、公布されました。今回は医療保険制度について考えます。

### Q1. 本年5月の法改正で、医療保険制度はどのように変わるのですか。

**A1.** 高齢化や医療の高度化などの影響により、医療費は毎年2～3%増加しています。こうした中で社会保障・税一体改革の一環として、医療保険制度の持続可能性を高めるために、医療給付費の抑制と財源の確保などを目的にした改革が重ねられてきました。

すでに、①70歳未満の高額療養費について適用区分を従来の3つから5つに細分化(表1参照)し、一般所得者の内、標準報酬月額26万円以下(健保の場合、以下同じ)の低所得者の自己負担限度額の引下げによる負担緩和を行う一方、上位所得者の自己負担限度額の引上げによる負担増加(2015年1月)、②現役並所得者(原則として標準報酬月額28万円以上)以外の70歳代前半の方について、医療機関窓口での自己負担割合を従来の1割から2割負担へ順次適正化(2014年4月～)、③消費税率の引上げ(2014年4月)などが実施されています。

<表1> 70歳未満の高額療養費の健保被保険者区分

旧所得区分	新所得区分	負担
上位所得者(標報53万円以上)	標報83万円以上	増
	標報53万円～79万円	増
一般所得者(上位所得者、住民税非課税者以外)	標報28万円～50万円	不変
	標報26万円以下	減
住民税非課税者	住民税非課税者	不変

注1: 「標準報酬月額」を「標報」と表記

2: 「負担」は被保険者の負担の変化を示す

3: 国民健康保険も構造は同じで、年間所得に基き区分

2015年5月の改正ではまず、市町村に加えて新たに都道府県が国民健康保険の保険者となり、安定的な財政運営と事業の健全な運営の中心的な役割を県が果たしていくこととなります(2018年4月実施)。

また、医療給付費抑制を目的として、入院時の食事代の段階的引上げ(2016年4月および2018年4月)、紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入(2016年4月)が行われます。

一方、財源確保と負担の公平を目的として、被用者保険(協会けんぽ、健保組合など)の後期高齢者支援金について全面総報酬割の段階的実施(2017年4月完全実施)、標準報酬月額の上限額の121万円から139万円への引上げと標準賞与額の年間上限額の540万円から573万円への引き上げ(2016年4月)などが実施されます。

特に、被用者保険から後期高齢者医療制度に拠出する後期高齢者支援金は、現在2/3が加入者割、1/3が総報酬割で計算されていますが、これを全面総報酬割にする結果、標準報酬額の大きい健保組合の負担が増えます。

<表2> 2014年度の標準報酬と保険料率

	一人当り標準報酬総額	保険料率
協会けんぽ	372万円	県により9.85%～10.16%(全国平均10.0%)
健保組合	542万円	最低4.8%、最高12.1%(平均8.86%)

注: 第75回社会保障審議会医療保険部会資料などより作成  
これは負担能力に応じた負担の促進による被用者保険者間の支え合いの強化を目的に行われるものですが、実際には全面総報酬割により生じた財源の約7割にあたる1700億円が国民健康保険への国庫負担分の肩代わりとされることが批判されています。

この結果、財政状況の厳しい健保組合では解散の選択を迫られるケースや、保険者機能の発揮(被保険者の健康づくりや保険給付など)に支障を与える恐れも生じることに留意が必要です。

### Q2. 当面の医療保険制度改革にはどのような課題がありますか。

**A2.** 今後の医療保険制度の課題としては、医療費の適正化、負担能力に応じた費用負担のあり方、国民健康保険の財政基盤の強化、低所得者の国民健康保険料負担のあり方、非正規雇用の被用者保険への適用拡大、医療サービスの地域格差の解消、5月改正で2016年4月からの導入が決まった新たな保険外併用療養(いわゆる混合診療)としての「患者申出療養」の運用のあり方、などが挙げられます。

特に重要な課題は、被用者でありながら国民健康保険の被保険者や健康保険の被扶養者になっている短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(2016年10月実施)です。

しかし、この適用拡大はきわめて限定され、所定労働時間が概ね3/4以上などという現在の適用基準を拡大し、①所定労働時間が週20時間以上(雇用保険の適用基準を斟酌)、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上の見込み、④従業員が501人以上の企業、⑤学生は適用除外、の5要件を満たす場合にも適用するというものです。

この結果、約25万人の短時間労働者が国民健康保険などから被用者保険の被保険者に移行するとされてきましたが、健康保険組合連合会の試算では約37.5万人が移行し、被用者保険全体で370億円の負担増になるとされています。

今回の適用拡大により増加する負担については、後期高齢者支援金などの計算に際して被用者保険全体で広く薄く負担し、当該企業の負担を緩和する特例的な調整措置が検討されています。智恵を絞りながら、さらに短時間労働者の適用拡大を進めて被用者保険の本来の姿を取り戻し、保険者機能の強化、非正規雇用者に対する社会保障の充実をめざすことが求められていると言えます。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

# 全労済協会 2014年度の事業報告(抜粋)

2014年度の事業報告について、第148回理事会で確認され、第48回評議員会にて承認されました。

## I. シンクタンク事業 【公益目的支出計画における実施事業】

### 〈継続事業1〉

#### 1. 調査・研究

##### (1) 勤労者福祉研究会

###### ①【日本社会構想系研究会】

2014年8月に新研究会「2025年の生活保障と日本社会の構想研究会」の活動を開始しました。研究会活動については、研究成果の取りまとめと、シンポジウムの開催等によって広く発信を行ないます。

###### ②【地域社会系研究会：「いきいきまちづくり研究会」】

団塊の世代を中心とする勤労者の地域社会への参画について探求する研究会活動を進めました。成果書籍として『地域は消えない コミュニティ再生の現場から』を2014年10月に刊行しました。

##### (2) 課題別調査研究／各種調査研究活動

①「協同組合研究会」では、研究書籍『協同組合未来への選択』を出版し、協同組合に求められる役割について公開研究会を2014年9月に開催しました。また、新たな協同組合研究会を設置しています。研究会の進め方について確認しました。

②「組合員教育研究会」では報告書作成に向けた、アンケート調査等を行ないました。

③「シニア層の社会参加研究会」では、「世代間連帯としてのシニア層の社会参加活動」をテーマとした研究会を開催し、研究会の成果報告書『地域の新しいニーズに応えるシニア層の社会参加』を刊行しました。

##### (3) 勤労者生活実態調査

2014年度の活動として勤労者の「共済・保険に関する意識調査」を行ないました。現在報告書作成の作業を進めています。

会のディスクロージャー資料（2013年度活動報告）としてファクトブック2014年版を発行しました。

#### 3. シンポジウム・講演会

(1) シンポジウム『教育の未来を考える～将来を担う子どもと若者のために～』を2014年10月に東京で開催（参加者300名）、講演会『安心して暮らせる共生・安全社会をめざして』を2015年2月に兵庫県神戸市で開催（参加者636名）しました。

また、上記のシンポジウム、講演会ならびに、2014年5月開催の福島講演会の報告書を刊行しました。

#### 4. 勤労者教育研修会

(1) 勤労者への教育研修活動として、退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座を東京と大阪で各1回ずつ開催し、合計で86名の方に参加いただきました。受講生のうち31名がサポートネットワークに登録され、サポートネットワーク会員は、合計286名となりました。

(2) 研修会テキスト『実りあるセカンドライフをめざして』を改訂しました。

#### 5. 労働者共済運動研究会

研究会を1回、運営企画委員会を3回開催しました。また、「非正規労働者の相互扶助（共済）制度のあり方についての調査研究」は、有識者からの参画を含め、専門性を考慮したワーキングチームを編成し検討を開始しました。

#### 2. 情報・発信

(1) 調査・研究の研究成果を刊行物にまとめ、関係団体への提供および広報誌・ホームページによる資料紹介等、一般の個人・団体にも広く情報提供を行いました。

(2) シンクタンクサイトにおいて、当協会主催イベントや各事業の告知・募集等を行うとともに、メールマガジンによる情報提供を行いました。

また、広報誌『Monthly Note（全労済協会だより）』を毎月1回発行するとともに、当協

### 〈継続事業2〉

#### 1. 公募委託調査研究

(1) 公募委託調査研究は「社会連帯への架け橋」をテーマに、9件の採用を決定し、研究に取り組んでいただいております。

(2) 過年度の公募委託調査研究結果についての報告会を5回開催し、報告書を4冊刊行しました。

#### 2. 寄附講座の開設

(1) 早稲田大学商学部において「少子高齢社会における生活保障論」をテーマに寄附講座を、

2014年：全15回（276名登録、一般聴講者47名）2015年：全14回（304名登録、一般聴講者42名）開講しました。

- (2) 慶應義塾大学において「生活保障の再構築－自ら選択する福祉社会」をテーマに2014年度より、寄附講座を全14回（263名登録、一般聴講者31名）開講しました。

### 3. 客員研究員制度

- (1) 第2期客員研究員2名の研究成果報告書を2015年3月に発行しました。  
 (2) 第3期客員研究員2名について、新たに2015年4月から1年間の契約を締結し、引き続き各研究員の調査領域における最新動向を収集しています。

### 4. 国際連帯活動

- (1) 調査研究・他団体連携による支援活動として、公益財団法人国際労働財団(JILAF)が実施する「国際労使ネットワークを通じた組織化による草の根支援事業(SGRA)」に協力して職員を派遣(タイ、バングラデシュ)し、支援活動への連携実施に取り組みました。また、FTUM(カンマ)との連携による支援活動ILO協議会の要請に基づき、FTUMの講義に講師を1名派遣しました。

- (2) JILAFとの連携による若手労働組合指導者招聘事業における「全労済の歴史と概要」について講義を行ないました。

### 5. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

- (1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動として、連絡会を開催しました。また、内閣府の『被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会』への傍聴参加や、自然災害議連総会に協力団体として参加することを通じて、連携強化に努めました。  
 (2) 支援法効果検証研究会『検証 被災者生活再建支援法』の報告会を2014年6月に開催しました。

## II. 相互扶助事業

### 1. 相互扶助事業概況報告

相互扶助事業の3商品の目標達成状況は下表のとおりです。

また、支払保険金(累計)の状況では、全制度合計で前年度比6,566件の減少で92,385件金額は8,636万円の減少で10億8,429万円を支払いました。

なお、2014年度より開始した代理店取扱保険料は2,953万円でした。

〈目標達成の状況〉

(収入保険料・保険料純増額 / 単位:円)

		2014年度実績	2014年度目標	目標達成率
法人火災	件数	3,695	3,981	92.82%
	純増数	-146	140	--
	増加率	-3.80%	3.64%	--
	収入保険料	75,467,298	73,250,000	103.03%
	1年換算保険料(※)	52,578,110	73,250,000	71.78%
法人自動車	件数	3,363	3,429	98.08%
	純増数	-36	30	--
	増加率	-1.06%	0.88%	--
	収入保険料	93,304,500	93,980,000	99.28%
自治体慶弔	件数	650,163	639,139	101.72%
	純増数	24,024	13,000	--
	増加率	3.84%	2.08%	--
	収入保険料	1,365,603,169	1,446,940,000	94.38%
全制度合計	件数	657,221	646,549	101.65%
	純増数	23,842	13,170	--
	増加率	3.76%	2.08%	--
	収入保険料	1,534,374,967	1,614,170,000	95.06%
	収入保険料(1年換算)	1,511,485,779	1,614,170,000	93.64%
		2014年度実績	2014年度目標	目標達成率
代理店	取扱保険料	29,537,768	10,000,000	295.38%
	1年契約	619,340	--	--
	2年契約	0	--	--
	3年契約約	28,918,428	--	--

※) 法人火災共済保険の2年・3年契約の収入保険料について、それぞれ1/2・1/3として1年間の実質の収入保険料に換算した数値としています。

## 2. 推進活動

事業推進活動については、当協会の理事や研究会委員等の出身産別ならび各理事等からの紹介による加盟単組、ならび各労働金庫への直接訪問を中心に推進を進めました。また、2014年度は、新たに開始した損害保険代理店業による収入を確実に確保することを目標として、事業の拡大を図りました。

## 3. 下期DM推進の取り組み状況

当協会の相互扶助事業の認知度向上と新規団体の獲得を目的として、DM推進を実施しました。

## 4. 苦情受付・対応状況について

受け付けた苦情について当協会内部で情報の共有化を行い申立者へ対応を図りました。

## 5. 損害保険代理店業について

共栄火災海上保険株式会社より金融庁への届出が2014年6月に完了し、7月より損害保険代理店業を開始しました。

## 6. 反社会的勢力への対応 外部専門機関との連携について

「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、「不当要求防止責任者講習」の受講と、これに伴う「責任者選任届出書」を提出し手続きを完了しました。

# Ⅲ. 法人運営

## 1. 一般財団法人の報告状況

第45回評議員会（2014年8月開催）での決議を受け、「公益目的支出計画実施報告」「認可特定保険業業務報告」「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始に関する届出」「収益事業開始届」を各機関に提出し受理されました。  
〔公益目的財産残額：20億2,782万4,867円〕  
〔公益目的支出計画完了見込：2025年5月31日〕

## 2. 監査の実施

リスク管理態勢として、監事による業務監査および公認会計士による外部監査を実施するとともに、内部監査計画・態勢の整備を行い、法人の運営や各部門の業務執行状況、個人情報保護体勢等についての内部監査を年間2回実施しました。

# 法人自動車共済保険のご案内

現在、団体において所有されているお車の自動車保険契約の内容はご存知でしょうか？  
また、現在はお車をお持ちでなくても、今後、購入予定の団体の皆様へのご案内です。

## ＜法人自動車共済保険の保障内容について＞

### (1) 保障タイプは、わかりやすい4つのタイプ

コース1：対人賠償：無制限	対物賠償：無制限	(免責0万円)	搭乗者傷害：1,000万円	等
コース2：対人賠償：無制限	対物賠償：1,000万円	(免責0万円)	搭乗者傷害：1,000万円	等
コース3：対人賠償：無制限	対物賠償：1,000万円	(免責3万円)	搭乗者傷害：1,000万円	等
コース4：対人賠償：無制限	対物賠償：300万円	(免責3万円)	搭乗者傷害：300万円	等

### (2) 割引等級制度により、無事故の場合は、割引率がさらにアップ

初めて加入の場合は6等級からの加入。また、2台目以降のお車を購入の際、現在、加入されているお車の保険（共済）の等級が11等級の場合、新たに契約をされる2台目以降のお車は、一定の条件を満たせば7等級が適用されます。最大で22等級・64%の割引となります。

### (3) 他社の自動車保険（共済）の等級も引継ぎできます

他の自動車保険（共済）に契約があり、無事故割引等の適用を受けている場合、その保険（共済）の証券の写しをご提出いただければ、その適用等級を継承することができます。

※当協会から他社へ移行の場合は、引継ぎされない場合があります。

## ＜具体的な保険料の例＞

### (例1) 初めての加入 自家用軽四輪乗用車 保障タイプ：コース2 の場合

● 6等級での加入となり、1年間の保険料は、72,900円となります。

### (例2) 他保険より切替（満期時14等級） 自家用普通乗用車 1,998CC 保障タイプ：コース1 の場合

● 15等級での加入となり、1年間の保険料は、51,700円となります。

### (例3) セカンドカーとして自家用軽四輪貨物車購入（現在12等級契約あり） 保障タイプ：コース3 の場合

● 7等級での加入となり、1年間の保険料は、32,200円となります。



## 資料請求・お見積り、保障見直し相談はお気軽に

ここに記載している内容は、法人自動車共済保険制度内容の一部抜粋であり、その他、加入に際しては様々な諸条件がございます。詳しい資料のご請求ならびに、お見積り等をご希望される場合は、お気軽にお問い合わせください。

また、既に当協会の法人自動車共済保険へご契約をいただいている団体様で、現在の契約内容を確認されたい場合や、保障内容の見直しをご希望または、ご検討中の場合などでも、お気軽にご相談くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

TEL.03-5333-5126（代表） 共済保険部

# FACT BOOK (2015年版) 刊行のお知らせ

当協会では、組織・事業の紹介と2014年度に取り組んだ年間活動のとりまとめを行い『ファクトブック 2015年版』として刊行いたしました。

追加の送付等のご要望については、お手数ですが下記までお問合せください。

TEL. 03-5333-5126 (代表) 経営管理部 経営管理課



## 第48回(定時)評議員会および第149回理事会開催報告

第48回評議員会および第149回理事会を下記のとおり開催し協議を行ったすべての議案について承認されました。

また、第48回評議員会において、あらたに第18期の理事・監事が選任されたことを受けて第149回理事会において理事長(代表理事)、副理事長(非常勤)、専務理事(代表理事)、常務理事(業務執行理事)が互選されました。

### (1) 第48回評議員会

- 日 時 2015年8月28日(金)
- 場 所 ホテルサンルートプラザ新宿【芙蓉】
- 【協議事項】
- 第1号議案 2014年度事業報告および決算報告承認の件
- 第2号議案 2014年度公益目的支出計画実施報告(案)に関する件
- 第3号議案 2014年度 認可特定保険業 業務報告書(案)に関する件
- 第4号議案 2015年度補正予算(案)に関する件
- 第5号議案 役員報酬総額に関する件
- 第6号議案 理事・監事の任期満了に伴う改選に関する件
- 第7号議案 評議員の辞任に伴う補欠後任者の選任に関する件
- 【業務報告】
- 第8号議案 2015年度機関会議等の日程に関する件
- 第9号議案 常勤理事の業務報告

### 【四役互選】全労済協会 第18期四役体制

高木 剛	理事長(代表理事)
中世古 廣司	副理事長(非常勤)
安久津 正幸	専務理事(代表理事)
下矢 雅美	常務理事(業務執行理事)
西岡 秀昌	常務理事(業務執行理事)

### 【新監事】(他の理事・監事は再任となっております。)

豊島 敦海 氏	全国労働者共済生活協同組合連合会 副監事長
---------	-----------------------

### 【新評議員】

難波 淳介 氏	全日本運輸産業労働組合連合会	中央執行委員長
加藤 幸博 氏	一般社団法人 全国労働金庫協会	専務理事
廣田 政巳 氏	全労済 東日本事業本部	事業本部長

# 2015年秋期 「退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座」 【大阪開催】のお知らせ

当協会では労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーター養成を目的に、毎年2回、研修会を開催しています。本年秋は11月に【大阪】にて開催します。なお、例年2日間開催としておりましたが、今年は1日開催となります。詳細・お申し込みについては下記サイトよりご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

## 〈研修会の概要〉

- **対象者** 主に労働組合の役員・担当者、書記局員、全労済プランナー等
- **カリキュラム** 退職準備・セカンドライフの「生き方」「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」など
- **募集** 50名程度
- **参加費** 3,000円（資料代2,000円+昼食代1,000円）
- **日時** 2015年11月16日（月）9時30分～18時00分
- **会場** エル・おおさか（大阪府立労働センター）709号室

HPにて  
申込み受付中

全労済協会シンクタンク事業

検索

[http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think\\_tank/](http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think_tank/)

## 全労済協会からのお知らせ

### ● 9月1日付人事異動

種類	氏名	新配属・役職
転入	嶋崎 邦彦	共済保険部長
	西岡 秀昌	常務理事 兼 調査研究部長
内部異動	青木 茂実	経営管理部長 兼 経営管理課長
	小笠原 悟	調査研究部 次長

種類	氏名	新配属・役職
全労済への 帰任	金丸 雅男	全労済アシスト 常務理事
	吉村 泰之	全労済西日本事業本部 総合企画室長

### ● 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
10月31日（土）	東京シンポジウム開催	会場：有楽町朝日ホール
11月2日（月）	2015年度第1回運営委員会	シンクタンク事業に関わる協議
11月16日（月）	退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座	会場：エル・おおさか
11月24日（火）	第150回理事会	役員等の辞任に伴う補欠後任者の選出に関する件 他

Monthly Note（全労済協会だより） vol.104 2015年9月

発行：**全労済協会**  
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人：高木剛 編集責任者：安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階  
TEL. 03-5333-5126（代表） FAX. 03-5351-0421  
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>